

春日部市防災センター条例等の一部を改正する条例

目次

第1章 総務（第1条）

第2章 教育環境（第2条―第4条）

附則

第1章 総務

（春日部市防災センター条例の一部改正）

第1条 春日部市防災センター条例（平成17年条例第161号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（休館日） 第7条 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。	（休館日） 第7条 （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

第2章 教育環境

（春日部市教育相談センター条例の一部改正）

第2条 春日部市教育相談センター条例（平成17年条例第171号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
（休所日） 第7条 （1） イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。	（休所日） 第7条 （1） イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(春日部市立図書館条例の一部改正)

第3条 春日部市立図書館条例(平成17年条例第183号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(休館日) 第8条 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この項において「祝日法」という。)に規定する休日(こどもの日、敬老の日及び文化の日(以下「こどもの日等」という。)を除く。)。この場合において、その休日(元日を除く。)が日曜日に当たるときは、その直後の休館日の翌日(当該日がこどもの日に当たるときは、その日の翌々日)とし、祝日法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。	(休館日) 第8条 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下この項において「祝日法」という。)に規定する休日(こどもの日、敬老の日及び文化の日(以下「こどもの日等」という。)を除く。)。この場合において、その休日(元日を除く。)が日曜日に当たるときは、その直後の休館日の翌日(当該日がこどもの日に当たるときは、その日の翌々日)とし、祝日法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

(春日部市郷土資料館条例の一部改正)

第4条 春日部市郷土資料館条例(平成17年条例第194号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(休館日) 第6条 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。	(休館日) 第6条 (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。